

## 社会福祉法人まつら会役員等の報酬等支給基準

### 1 目的

この基準は、社会福祉法第45条の3第3項の規定により役員等に報酬を支給することについて、同条第1項の規定により、報酬等の支給の基準を定めることを目的とする。

### 2 定義

この基準において役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

### 3 算定の基準

(1) 役員等が、理事会及び評議員会に出席した場合の会議1回当たりの報酬額

4時間以内	:	5,000円
4時間を超えたとき	:	10,000円

(2) 役員等が理事会又は評議員会以外の業務に従事した場合の報酬額

業務の従事時間に応じて次の報酬額を支払う。

4時間以内	:	5,000円
4時間を超え8時間以内	:	10,000円

(3) 理事会又は評議員会を開催した日に役員等が法人の他の業務を行った場合は、会議の開催時間として算定する。

### 4 役員等を兼務する職員の取扱い

法人の職員を兼務する役員等は、これらの基準を適用しない。

### 5 費用弁償

会議への参加又は業務の従事のための交通費として1回につき500円を費用弁償として支給する。

### 6 適用

この基準は、平成29年6月16日以降の役員等に対する報酬の支払いから適用する。